

成年後見制度の見直しへの対応について

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画 を踏まえた対応について

ひと、くらし、みらいのために

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

2

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期(更新)
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等)が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議における検討** (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

2. 社会福祉法の見直しに向けた検討について

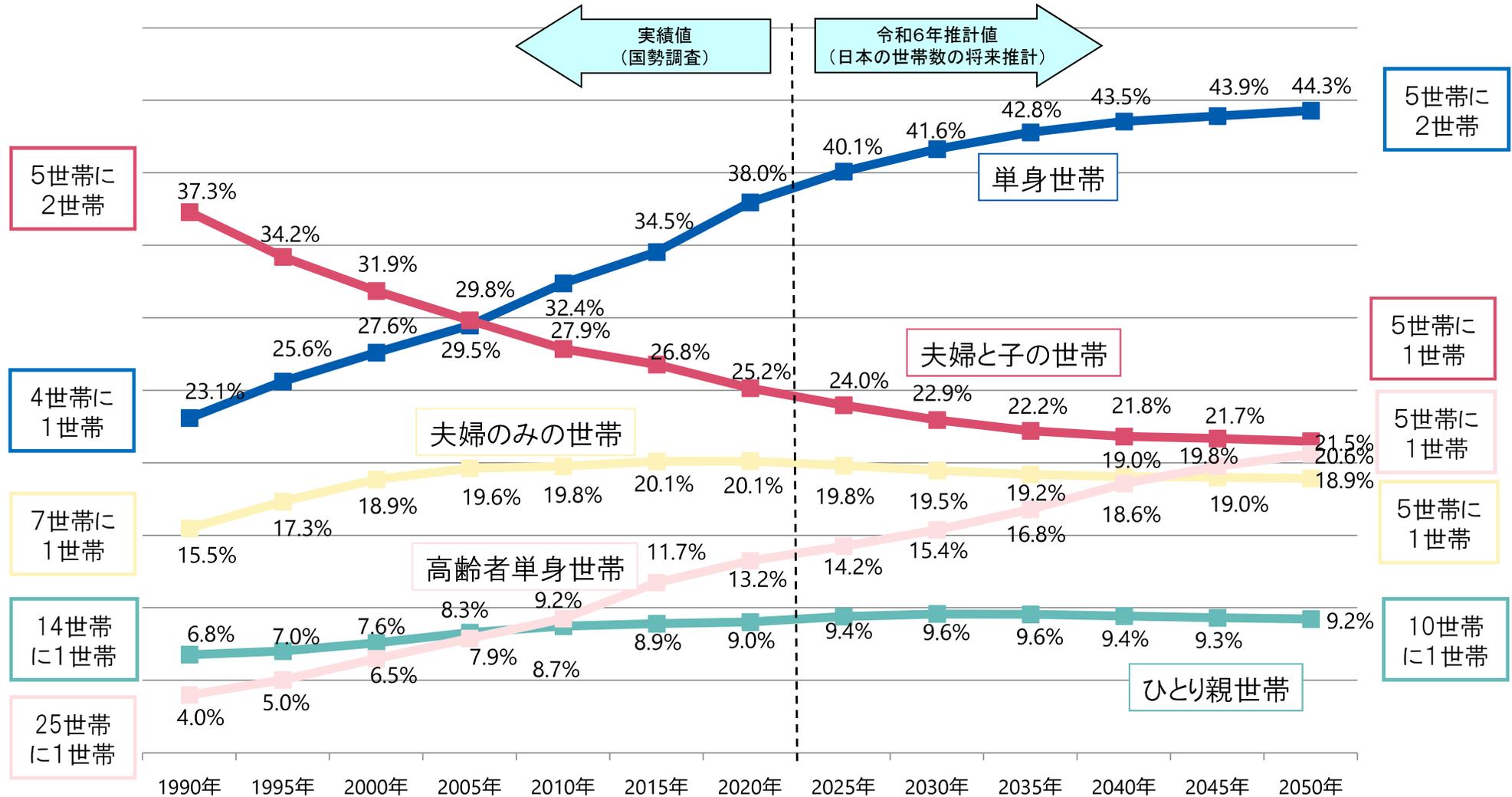
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。
 単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たった防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく**必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
 - （1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
 - ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度**の対象として、**頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化**等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における**包括的な支援体制整備を推進するための**新たな仕組みの創設**
 - 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割**を明確化
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援**を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

中核機関の位置付け等について—中核機関にまつわる動向—

現状・課題

○ 中核機関の整備の現状とその課題への対応

第二期計画では、国に「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことを求めており、中核機関の位置付け等について検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり(令和6年4月1日現在)、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村(約9%)についてはいまだ整備予定が未定となっている。

また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。

○ 成年後見制度の見直しを踏まえた対応

第二期計画では、成年後見制度について「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われ、本年6月に「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。

同中間試案では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

中核機関の位置付け等について－検討の方向性①－

検討の方向性①

○ 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下のとおりとすべきである。

【市町村における業務の整理・明確化】

① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、)市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う(注1・2)。

(注1) 個別の事案に応じた様々な対応が考えられるが、家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支える権利擁護支援チームの形成を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していない場合にはその旨を回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。

(注2) 現行法制上、家事事件手続法(平成23年法律第52号)等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能であることに鑑みると、今後、家庭裁判所と市町村・中核機関の間でやり取りが生じる蓋然性は高いとも考えられる。

※ なお、制度化に当たっては、照会の基準等を明確なものにするとともに、制度だけが先行して、地方公共団体に過度な負担が生じてしまうことがないようにすべきとの意見があった。

② 成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の㊦㊧に掲げる各業務を実施するよう努める。

㊦ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務(注3)

㊧ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う業務(会議体の運営等)

(注3) 業務㊦は、第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能(「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」)を念頭に置いたものである。

中核機関の位置付け等についてー検討の方向性②ー

検討の方向性②

【中核機関の位置付け等】

- ③ 家庭裁判所からの意見照会への対応(前記①)、及び前記②ア・イの各業務を実施する機関として、市町村は、「権利擁護支援推進センター」(注4～6)を設置することができる(個人情報を扱うため、同センターの職員には守秘義務を課す。)

(注4)中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめを踏まえた提案であり、これを基本として検討するものとする。

(注5)市町村は「権利擁護支援推進センター」を委託して設置することもできるほか、広域単位での設置も可能である。

(注6)単独で「権利擁護支援推進センター」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

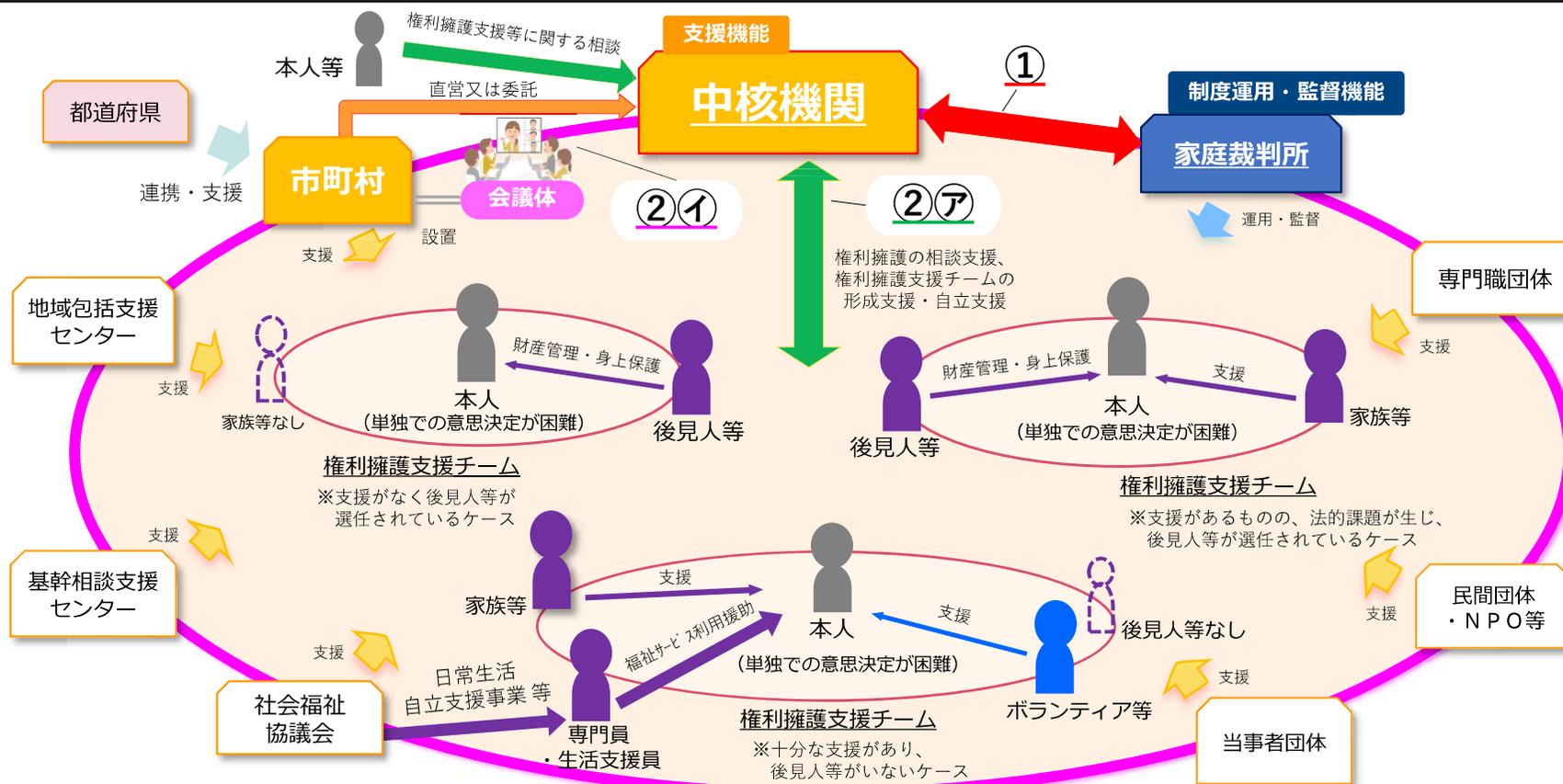
- ④ 加えて、市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(注7)を行うための会議体を設置することができる(個人情報_を扱うため、同会議体の構成員には守秘義務を課す。)

(注7)地域の実情等に応じ、個別事案に関する支援方針の検討のみならず、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための方策等を取り扱うこととすることも可能である。

社会保障審議会福祉部会における検討 中核機関の位置付け等について ー概要イメージー

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、) 市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。
- ②ア 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。
- ②イ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。

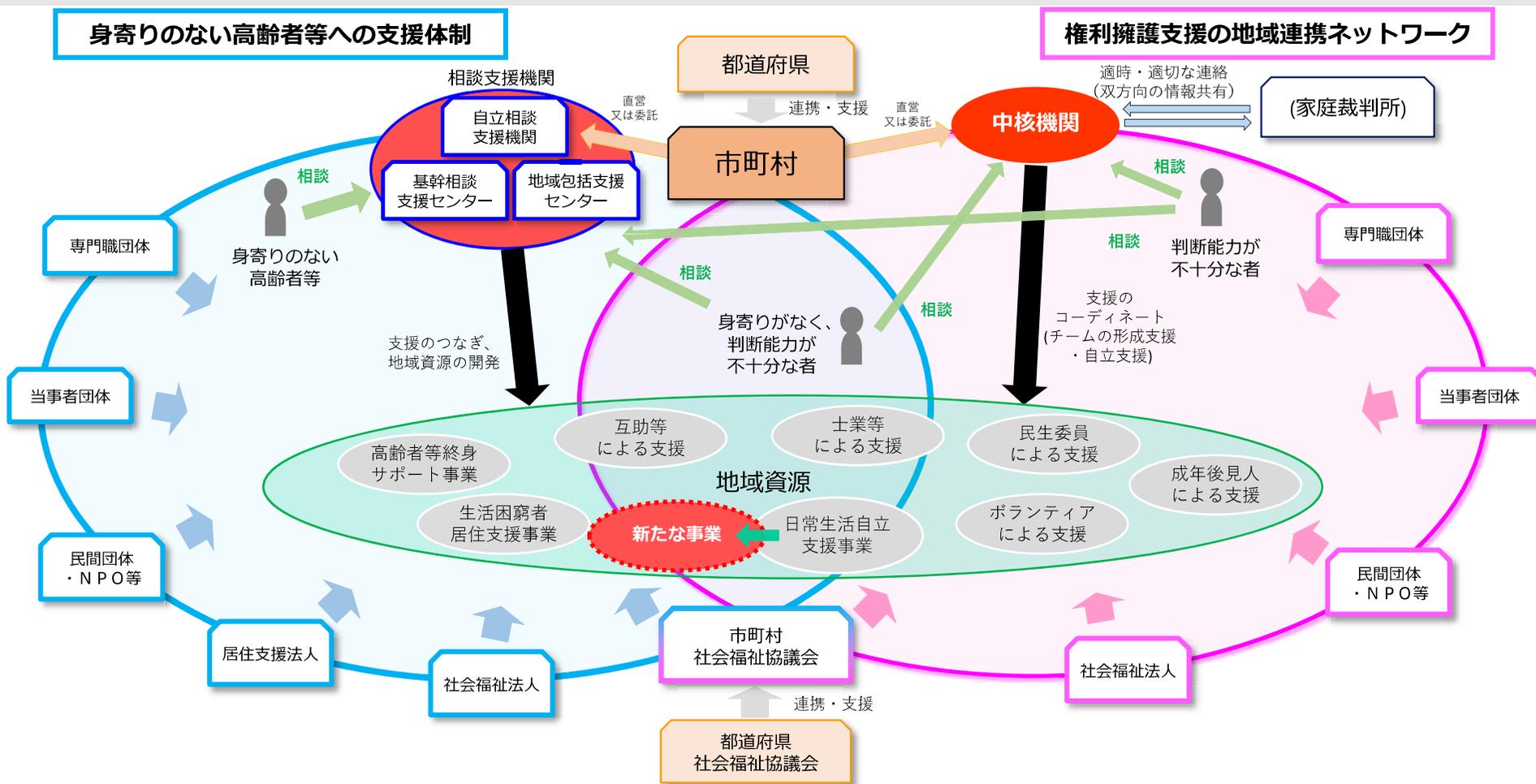
(注) 中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

社会保障審議会福祉部会における検討 市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



頼れる身寄りがいない高齢者等を対象とする新たな第二種社会福祉事業

事業の目的等

- 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援や入院・入所手続き、死後事務などへの対応が生活上の課題として存在している。
- また、法定後見制度について、必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了することができる制度へ見直す等の検討が進められていることを踏まえ、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。
- このため、判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等を対象とする**第二種社会福祉事業を法定化する**。
- 資力が十分でなくても支援を必要とする者が利用できるよう、**利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業とする**。

対象者・事業内容

- **判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等を対象とし、①～③の事業を実施**（注）。

①日常生活支援

地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的。

例) 定期的な見守り、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助、重要書類の預かり

②入院入所等手続支援

頼れる身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的。

例) 契約立会・付添、入院入所等手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行

③死後事務支援

利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的。

例) 葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続支援及び契約履行確認など

(注) ①を必須とし、それに加えて、②と③の少なくとも一方を実施。

実施主体

- 第二種社会福祉事業であり、**実施主体に制限はない**（届出制）。
- ※ 都道府県の区域内であまねく事業が実施されるようにするため、すべての都道府県・指定都市の社会福祉協議会において事業を実施。

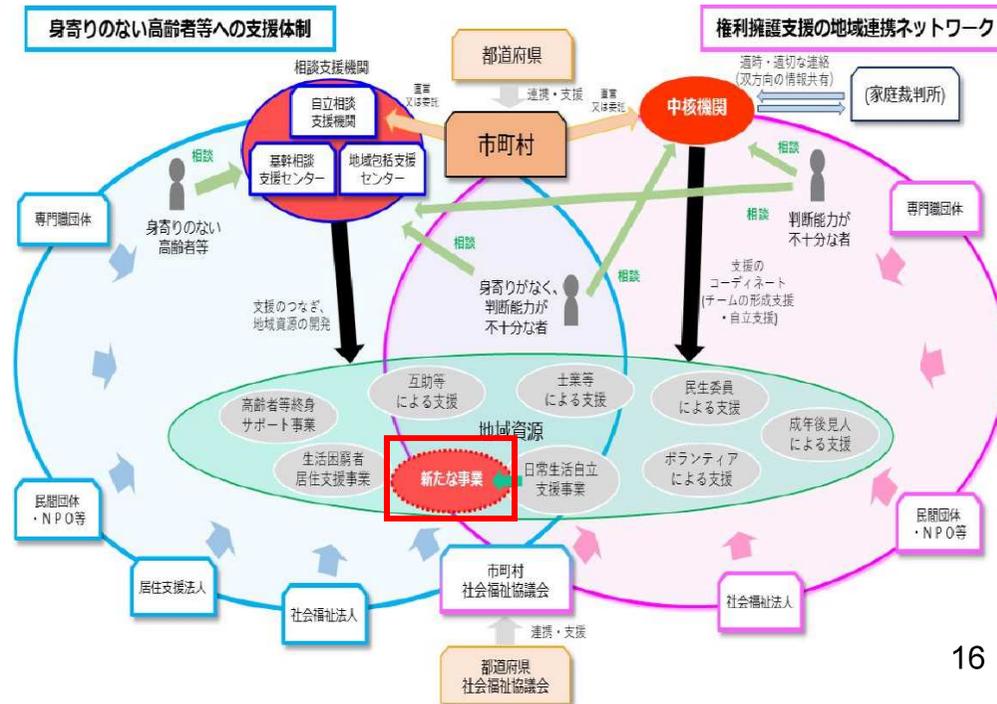
(参考) 市町村における支援体制の構築

- 市町村は地域福祉の推進に係る責務の一環として、**地域の実情に応じた支援体制を構築する**（新たな事業は、その一翼を担うもの）。

※国の対応として、以下を検討。

- ・包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に市町村の役割を明記する。
- ・市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」に頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に係る事項を明記する。

≪市町村単位での支援体制のイメージ≫



参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

	KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)	
優先して取り組む事項	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組			市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続	任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 286 / 286公証役場	
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討		都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村			都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施	市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村			市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ	市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県			都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営	都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
見直し等 に向けた検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制度の 運用改善策	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				都道府県による研修の継続実施	意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施				都道府県による研修の継続実施	
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討				成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討	
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—							
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					—	
・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及						
・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討						
地域連携 ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知				市町村による周知の継続	制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				市町村による周知の継続	
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				市町村による中核機関の運営	中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等				権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		
・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—							
・包括的・多層的な支援体制の構築	—							

成年後見制度

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。 ○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。 	<p>法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等</p>	<p>必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。 	<p>成年後見人等の解任（交代）等</p>	<p>新たな解任事由を設ける案などを検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。 	<p>任意後見人の事務の監督開始の申立権者等</p>	<p>新たな申立権者を設ける案などを検討</p>

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

- 令和6年4月～ 部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

主な検討事項

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**
（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案**

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ **本人の意見を重視すべきであることを明確に**することを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、**新たな解任事由**を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が**本人の意思を尊重することの内容**（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を**明確に**することを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ **本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認める**など任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって**成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確に**する案を引き続き検討

「中核機関（※）」の整備状況（令和6年4月1日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

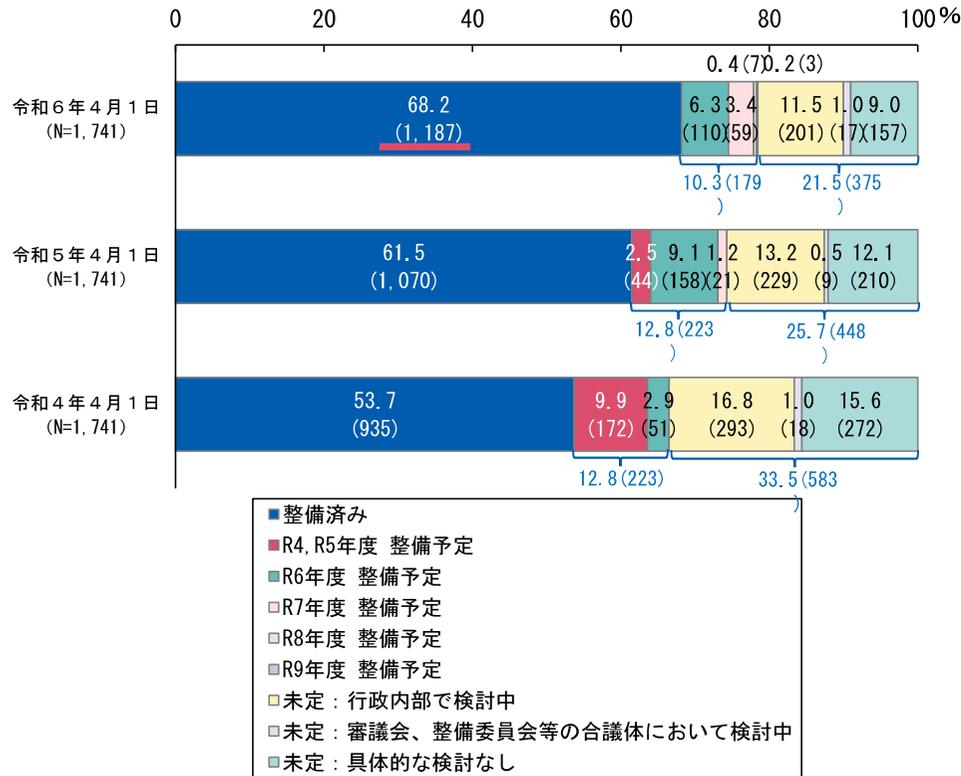
調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県 調査時点：令和6年4月1日

中核機関の整備状況

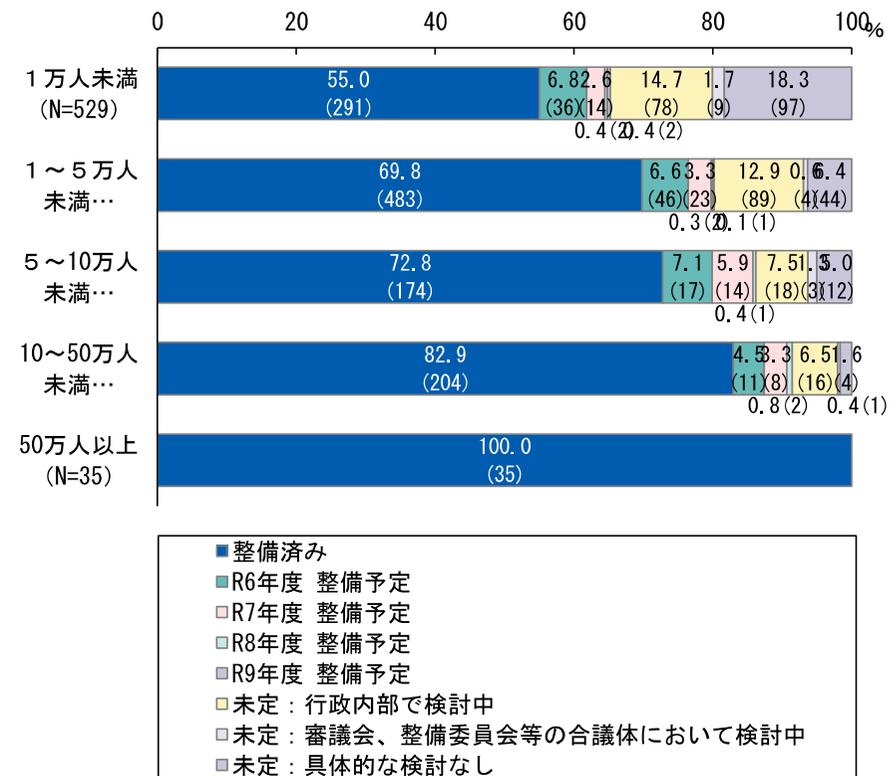
<整備済（R6.4時点）： **1,187市町村**（68.2%）⇒ 整備済+R9年度までに整備予定あり：1,366市町村（78.5%）>

【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期<全体>

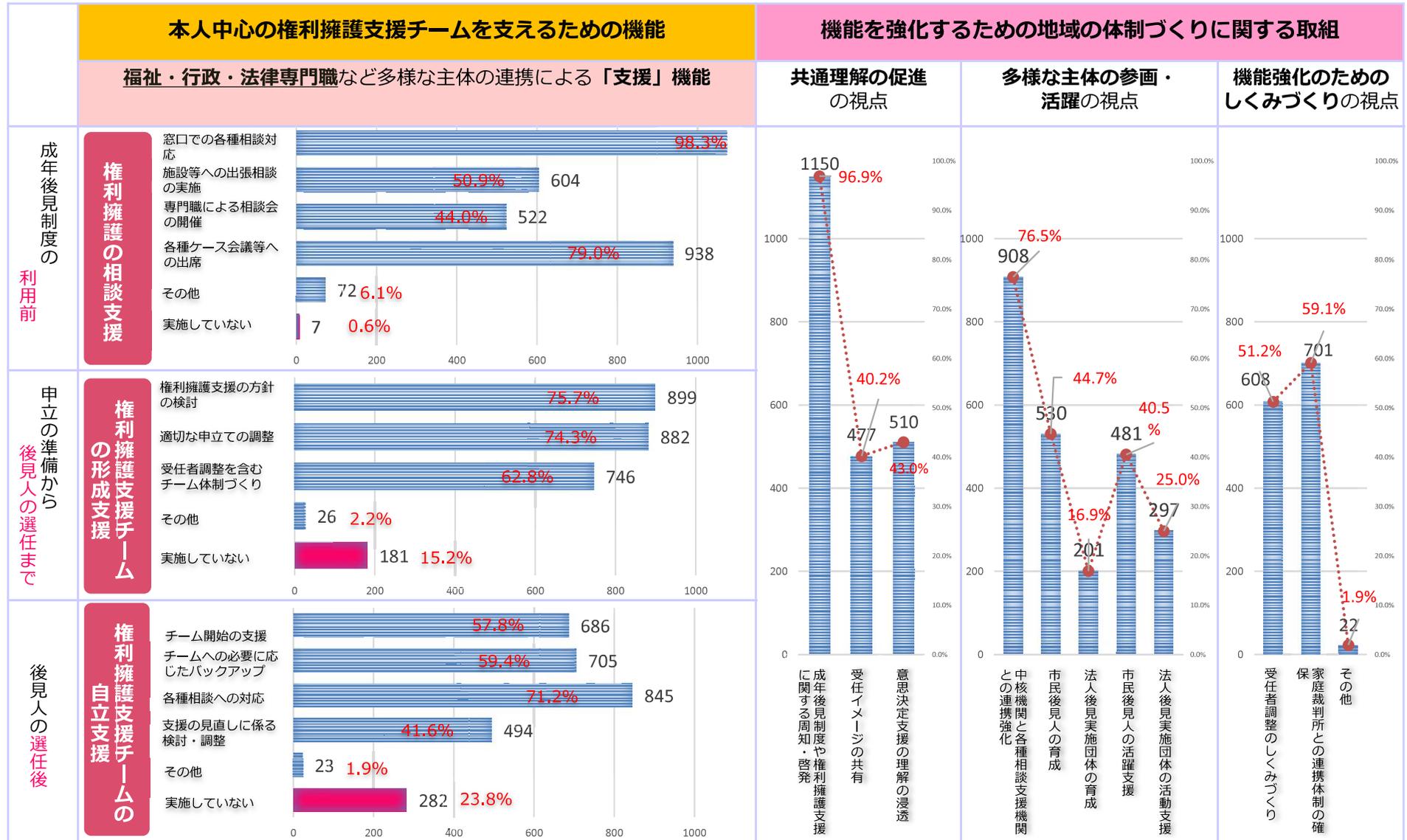


●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期<自治体規模別>



地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関設置自治体の1,187。



※ 数値は令和6年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の速報値

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託可

【令和6年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,634か所	4,292人	15,401人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和6年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,444人 36.1%	14,833人 26.2%	18,451人 32.6%	2,953人 5.2%	56,681人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的金銭管理サービス

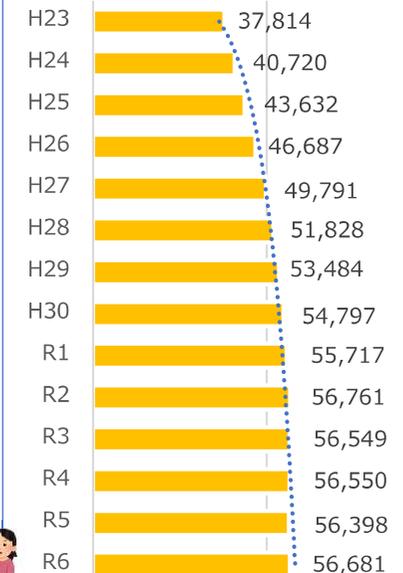
- 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- 医療費を支払う手続き
- 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- 日用品等の代金を支払う手続き
- ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- 年金証書
 - 預貯金の通帳
 - 権利証
 - 契約書類
 - 保険証書
 - 実印・銀行印
 - その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

定期的な訪問による生活変化の察知
《見守り》

4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

